

2- (3) 成果等

2-44 教育効果の測定（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

教育効果の測定について、「法科院基準」は、法科大学院固有の教育目標及び「基本的素養の水準」に即した達成状況を測定する仕組みの整備を求めている。また、測定項目、測定指標、分析・評価基準の設定等及び実施体制の構成等を適切に行い、その測定方法が有効に機能していることについても求めている。さらに、「基本的素養の水準」に即した達成状況の測定については、「授業科目ごとに教えるべき内容及び自習すべき内容を具体的に決定した上で、それが適切に実施されているか否かに留意する」ことを求めている。

これらの点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

（１）法科大学院固有の教育目標に係る達成状況の測定

固有の教育目標に係る達成状況については、評価の視点1-5で既述したとおり、明確な評価指標がなく、客観的なデータの測定は実施できていない。

（２）「基本的素養の水準」に即した達成状況の測定

本法科大学院が考える「基本的素養の水準」とは、「龍谷版到達目標」である。このモデルは、「共通到達目標」をミニマム・スタンダードとしつつ、固有の教育目標に基づく、より高度な目標を掲げようとするものである（評価の視点2-1）。その階層4では科目ごとに教えるべき内容及び自習すべき内容を具体的に記載している（資料2-44-1）。ただし、「龍谷版到達目標（階層4）」の授業への反映については2014年度を予定しており（評価の視点2-1）、2013年度時点では、測定項目、測定指標、分析・評価基準及び実施体制についても未整備となっている。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

教育効果の測定に係る点検・評価については、以下のとおりである。

法科大学院固有の教育目標に係る達成状況の測定については、明確な評価指標が整備されておらず、取り組みが不十分である。「基本的素養の水準」に即した達成状況の測定については、「龍谷版到達目標（階層4）」の授業への反映に合わせ、達成状況の測定に係る測定項目、測定指標、分析・評価基準及び実施体制を整備する必要がある。

〔将来への取り組み・まとめ〕

将来への取り組みについては以下のとおりである。

固有の教育目標に係る達成状況の測定については、評価の視点1-5に既述したとおりである。

「基本的素養の水準」に即した達成状況の測定については、2014年度から、測定手法及び実施体制の整備に係る検討に着手する。この検討については、教務委員会とFD委員会とが連携して行う。

〔根拠・参照資料〕

資料2-44-1 龍谷大学法科大学院「龍谷版共通的到達目標モデル」2013年11月【巻末リストC008】

2-45 司法試験の合格状況を含む修了者の進路の適切な把握・分析による理念・目的及び教育目標の達成状況（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

「理念等」の達成状況について、「法科院基準」は、司法試験受験者数及び合格者数並びに標準修業年限修了者数及び修了率等に関する情報を適切に把握・分析し、法科大学院の恒常的な改善を図るために活用することを求めている。また、それが「理念等」の達成に結び付いていることについても求めている。

これらの点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

（１）司法試験受験者数及び合格者数等に関する情報の把握・分析

本法科大学院修了生の司法試験の受験・合格者数の推移は表 21のとおりであり、これまでに27人の修了生が司法試験に合格している（表 21）。

表 21 本法科大学院修了者の司法試験受験者数及び合格者数（2008-2013 年）

司法試験実施年	受験者数	短答式試験合格者数	最終合格者数
2008	24 (24)	13 (13)	2 (2)
2009	48 (27)	32 (不明)	5 (5)
2010	70 (27)	44 (13)	8 (1)
2011	77 (20)	33 (8)	5 (1)
2012	89 (11)	35 (2)	4 (0)
2013	80 (19)	36 (12)	3 (1)

注) 括弧内の数値は直近修了生の人数である（内数）。

出典) 資料 2-45-1 に基づき作成。

司法試験に係る成績情報の収集については年に 2 度実施している。6 月の短答式成績発表後には、対象となる修了生全員に対し、電子メール及び郵送で調査票を送付し、短答式試験の成績情報を収集している（資料2-45-2）。また、同様の取り組みについては、9 月の最終成績発表後にも行っている（資料2-45-3）。

このほか、「研究生」となることを希望する者については、出願時に過去の司法試験成績の提出を求めている（資料2-45-4）。さらに、司法試験の受験状況に関する概括的な情報については、法務省（司法試験委員会）からも提供を受けている。

上述の各種取り組みの結果、2012年司法試験での受験有無、短答式試験の可否及び最終可否については、全員の状況を把握している。短答式試験の成績については、受験者89人中35人の成績を把握している（把握率39.3%）。総合成績については、短答合格者35人中14人の成績を把握している（把握率40.0%）。

これらのデータについては、在学中の成績と合わせて個人別の一覧表を作成することにより、集約している。他方で、「FD全体会」では、この一覧表に基づき、司法試験成績と学業成績の相関をテーマに討議を行い、教育の改善につなげている（資料2-45-5）。

司法試験合格者の進路については全員の就職先等を把握している（表 22）。その中には、「法テラス」に常勤弁護士として就職後、東日本大震災復興支援事業の一環として、被災地の自治体に職員（任期付き）として派遣され、高台移転に係る土地の権利関係の問題解決や復興施策の法的妥当性及び法令適合性などの検証等に從事している修了生もいる。このように、本法科大学院が「理念等」に掲げる「市民のために働く法律家」となるために努力を重ねている修了生がいることを確認

表 22 司法試験合格者の進路先一覧

進路先	人数
裁判官任官	1
検察官任官	0
弁護士登録	19
司法修習中	4
合 計	24

出典) 本法科大学院調べ。

している。

なお、司法試験に係る各種情報収集の所管委員会については、2012年度までは明確に定めていなかったが、2013年度からはキャリア委員会を新設し、体制整備を図っている。

(2) 標準修業年限修了者数及び修了率に関する情報の把握・分析

標準年限修了者数及び標準修業年限修了率は、評価の視点2-34で既述したとおりである。その状況については、修了判定の都度、教授会で確認している。

[点検・評価（長所と問題点）]

「理念等」の達成状況に係る点検・評価については以下のとおりである。

司法試験の受験・合格状況及び合格者の進路については把握しており、「理念等」の達成につながる成果が生まれていることを確認している。司法試験成績と学業成績との相関についての分析・検証の実施についても、恒常的な改善を図る上で適切な取り組みであると考えている。したがって、司法試験の合格状況を含む修了者の進路把握については、「法科院基準」に照らして一定の取り組みを行っているといえる。

ただし、司法試験の成績情報の収集については、把握率の向上を図ることが課題である。また、標準修業年限修了者数及び修了率について、より詳細な分析を行うことも課題である。さらに、ここで挙げた各種の分析結果を教育課程の改善に着実にフィードバックし、司法試験の合格者数の増加を図ることが求められているものと認識している。

[将来への取り組み・まとめ]

将来への取り組みについては、司法試験の成績情報の収集については、即効性のある把握率の向上方策は得られていない。したがって、修了生の支援を充実させることで、修了生との接点を確保するなど、地道な取り組みを継続する。標準修了者数及び修了率については、2014年度から「FD全体会」で討議し、分析する。さらに、教授会の下で、教務委員会、FD委員会及びキャリア委員会が相互に連携し、各種分析の結果を所管事業の改善に反映させ、司法試験合格者数の増加に努める。

[根拠・参照資料]

- 資料2-45-1 龍谷大学法科大学院「2008-2013 年 司法試験受験・合格状況」2014 年 1 月【巻末リスト C083】
- 資料2-45-2 龍谷大学法科大学院「2013 年司法試験にかかる短答式試験の成績状況調査について（ご協力をお願い）」2012 年 6 月 11 日付け掲示【巻末リスト C082】
- 資料2-45-3 「2013 年司法試験にかかる総合成績状況調査について（ご協力をお願い）」2013 年 9 月 27 日付け文書【巻末リスト C084】
- 資料2-45-4 龍谷大学法科大学院「2013 年度から研究生出願時の手続きが変わります」2013 年 2 月 14 日付け掲示【巻末リスト C087】
- 資料2-45-5 「2013 年度第 5 回 FD 全体会記録（一部抜粋）」2013 年 11 月 27 日開催【巻末リスト B016】

2-46 修了生の法曹以外も含めた進路の把握（レベルⅡ〇）

[現状の説明]

修了生の法曹以外も含めた進路把握に係る現状については、以下のとおりである。

修了生の進路状況を把握するための取り組みとしては、学位記授与式の際に「修了後の進路及び連絡先等調査」を実施している。また、2012年度からは、法科大学院協会修了生職域委員会との連携による「修了生就職動向調査」を実施している。また、同年度からは、独自の取り組みとして、修了後 5 年以内の修了生を対象とする「修了生進路状況調査」を実施している。この調査は年度末に実施し、調査依頼は、郵送、電子メール、「法科大学院ポータルサイト」への掲載及び学内掲示によって行っている。

これらの調査の結果に「研究生」の在籍状況を加味した修了生の進路状況は、表 23のとおりである。修了生233人中、法曹以外の職に就いている修了生は12人（5.1%）であり、その内訳は、公務員が2人、法務専門職が1人、その他職種が9人である。また、進路先不明の修了生は87人（37.3%）である（表 23）。

実施体制については、2012年度までは、学生生活主任が法科大学院協会修了生職域委員会との窓口となっていた。また、「修了生進路状況調査」は執行部会議の下で実施した。このように、2012年度までは、修了生の進路把握の所管委員会が明確ではなかった。しかし、2013年度から「キャリア委員会」を新設し、進路把握を同委員会の所管とすることにより、体制整備を図っている。

なお、修了生の就職・進学状況については、「法科大学院基礎データ〔様式4〕」（資料2-46-1〔表3-1〕）についても参照されたい。

表 23 修了生の進路状況一覧（2012 年度末時点）

修了 年度	司法試験 合格	司法試験 受験準備中	就 職			その他	不明	合計
			公務員	法務 専門職	その他 職種			
2007	7 (17.9%)	—	0 (0%)	0 (0%)	3 (7.7%)	1 (2.6%)	28 (71.8%)	39
2008	10 (22.7%)	6 (13.6%)	2 (4.5%)	1 (2.3%)	2 (4.5%)	2 (4.5%)	21 (47.7%)	44
2009	5 (9.3%)	21 (38.9%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (7.4%)	2 (3.7%)	22 (40.7%)	54
2010	2 (4.4%)	31 (68.9%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (2.2%)	11 (24.4%)	45
2011	0 (0%)	22 (81.5%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	5 (18.5%)	27
2012	—	24 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	24
合計	24 (10.3%)	104 (44.6%)	2 (0.9%)	1 (0.4%)	9 (3.9%)	6 (2.6%)	87 (37.3%)	233

注）各種調査に回答していない修了生のうち、2013年度の「研究生」募集に対して出願している修了生については、「司法試験受験準備中」にカウントした。

出典）「修了後の進路及び進路先等調査」（2012年9月・2013年3月実施分）、「修了生就職動向調査」及び「修了生進路状況調査」の調査結果並びに2013年度研究生募集に対する出願状況（いずれも法科大学院教務課保管資料）に基づき作成。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

修了生の法曹以外も含めた進路把握については、2012年度末から独自の「修了生進路状況調査」を実施し、修了生の法曹以外も含めた進路の把握に取り組んでいる。しかし、37.3%の修了生が進路先不明となっていることから、把握率の向上が課題である。

実施体制については、2013年度からキャリア委員会を新設しており、適切に対応している。

〔将来への取り組み・まとめ〕

キャリア委員会において、就職支援の実施を通じて修了生との接点を確保するなど、地道な取り組みを継続することを通じて把握率の向上を図る。

〔根拠・参照資料〕

資料2-46-1 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014 年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ〔様式4〕」

2-47 修了生の進路の状況及び社会における活動の状況等の公表（レベルⅡ〇）

〔現状の説明〕

修了生の進路の状況及び社会での活動状況等の公表については、以下のとおり対応している。

修了生の進路状況については、評価の視点2-46で既述した進路状況一覧（表 23）及び司法試験の受験・合格状況をweb上に公表している（資料2-47-1）。また、司法試験合格者の実務での活躍状況についてもwebサイト及びパンフレットで紹介している（資料2-47-2〔pp. 3-6〕、資料2-47-3及び資料2-47-4）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

修了生の進路の状況及び社会における活動の状況等の公表については、webサイト及びパンフレット等を用いて実施していることから、適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

- 資料2-47-1 龍谷大学法科大学院 web ページ「司法試験受験・合格状況、修了生の進路状況」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/pass/index.html> 最終アクセス：2014/02/22【巻末リスト M016】
- 資料2-47-2 龍谷大学法科大学院「2014 年度パンフレット」2013 年 6 月【巻末リスト E006】
- 資料2-47-3 龍谷大学法科大学院webページ「新司法試験合格者が語る（第66期司法修習生 仲 晃生さん）」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/message/message01_2014.html> 最終アクセス：2014/02/15【巻末リスト M004】
- 資料2-47-4 龍谷大学法科大学院webページ「新司法試験合格者が語る（第66期司法修習生 岡村 政和さん）」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/message/message02_2014.html> 最終アクセス：2014/02/22【巻末リスト M005】

2-48 教育成果に関する特色ある取り組み（レベルⅡ〇）

〔現状の説明〕

教育成果に関する特色ある取り組みについては以下のとおりである。

実務基礎科目「法務研修」の各プロジェクトは、教育組織であるとともに、研究者と実務家との協働による研究組織としての一面も有しており、修了生に対するリカレント教育の役割を担っている（図 3）。そのため、エクスターンを挟んで行われる事前・事後演習には、学生だけではなく、本法科大学院を修了した弁護士や司法修習生が出席することもある。このような取り組みは、「市民のために働く法律家を養成する」という「理念等」の実現を図り、成果を生み出すための特色ある取り組みといえる。

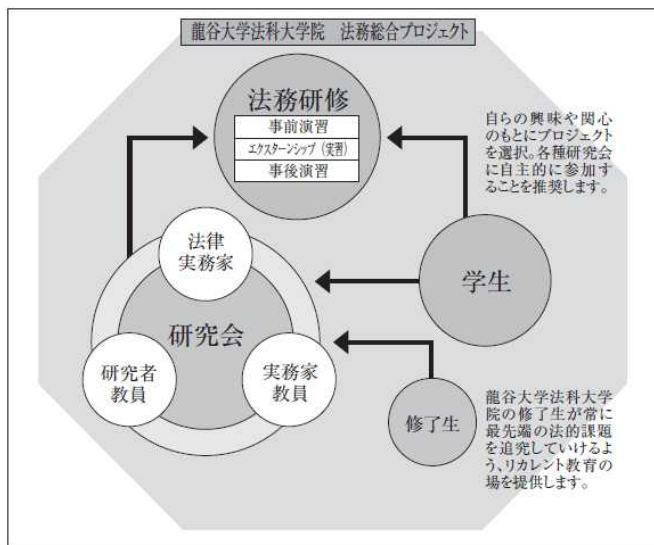


図 3「法務研修」の概念図

出典) 資料 2-48-1 [p. 13]。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

「法務研修」の枠組みの中で発揮されるリカレント教育機能は、他にあまり例のない特色ある取り組みである。したがって、本法科大学院の長所であると認識している。

〔将来への取り組み・まとめ〕

将来への取り組みについては、法務総合プロジェクト運営会議が、キャリア委員会と連携しつつ、「法務研修」が有するリカレント教育機能の維持・発展を図る。

〔根拠・参照資料〕

資料2-48-1 龍谷大学法科大学院「2013 年度履修要項」2013 年 3 月【巻末リスト C015】